

第7章 スウェーデンの動向*

上田 大介¹
小見山 拓也²
井上 俊³

【要旨】

スウェーデンでは現金需要の減少傾向が続いている。通貨（銀行券＋硬貨）流通高の対名目GDP比は1950年代から低下傾向が続いており、2017年には約1.2%にまで低下した。また、名目の通貨流通高も2008年以降急激に低下した。

スウェーデン国内の店舗における決済動向を見ると、デビットカードが用いられることが多いほか、近年は、スマートフォンを用いた銀行口座間の資金移動が可能なSwishに代表される新たな支払手段・サービスも登場するなどし、現金が使用される場面は年々減少している。

リクスバンクは、現金需要の減少が今後も継続した場合、デジタル技術を用いた支払手段にアクセスできない一部の層が金融排除されてしまう問題や、決済システムの効率性や強靭性に問題が生じうる可能性などを問題点として指摘している。

これらの問題への対処として、リクスバンク委員会は、一定規模以上の金融機関に対し、預金の引出しや預入といった現金サービスの提供を義務付けることを提案しているほか、リクスバンクは、法定電子通貨（e-krona）の発行に関する検討を進めている。

1. はじめに

本章では、第6章において指摘されているスウェーデンのキャッシュレス化進展の背景や現状に対するリクスバンクの問題意識、それに対する対応策等について、リクスバンクの調査や統計等を用いて事実関係を整理する。

2. スウェーデンにおける現金の減少

(1) 通貨流通高の減少

ここではまず、スウェーデンにおける現金流通高の減少について詳細な動きを確認する。

*本稿の執筆にあたっては、スウェーデン中央銀行（リクスバンク）及びスカンジナビスカ・エンシルダ銀行（SEB）、Getswish社の各担当者と意見交換を行った。また、現地調査では、在スウェーデン日本国大使館の先崎誠一等書記官に大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。なお、本章の文責は全て筆者に帰するものである。

¹ 財務省財務総合政策研究所総務研究部主任研究官

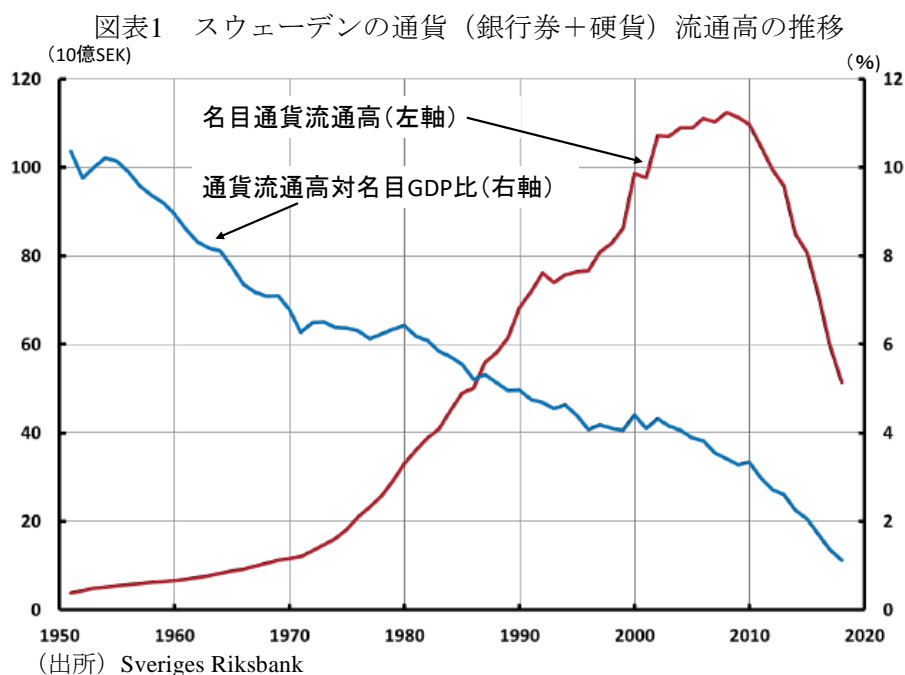
² 財務省財務総合政策研究所総務研究部研究員

³ 財務省財務総合政策研究所総務研究部研究員

スウェーデンにおける通貨流通高（銀行券+硬貨）の対名目GDP比⁴は、1950年代前半頃までは10%近傍で推移していたが、1950年代後半以降は一貫して低下傾向が続き、2017年には1%前半⁵まで低下するなど、長期に渡って現金需要の低下が続いている（図表1）。

一方、名目の通貨流通高は2007年までは増加傾向が続いていたが、2008年以降は急速に減少した⁶。

なお、最新のリクスバンクの統計によると、2018年は11年ぶりに増加に転じている⁷



(2) スウェーデンにおいて使用される支払手段

ここでは、スウェーデンにおいて決済時に用いられる支払手段の変化について見ていく。

リクスバンクが2年に一度実施している調査⁹を見ると、直近の支払いにおいて現金を使用した人の割合は2010年には39%であったが、その割合は年々低下し、2018年には13%にまで減少している（図表2）。

⁴ 現金需要の動きを見る際、名目の通貨流通高は、その国の経済規模やその時々を経済活動等（経済情勢等）にも左右されることから、その変動の影響を除去するため、名目の通貨流通高を名目GDPで除した「通貨流通高の対名目GDP比」を用いることが多い。

⁵ リクスバンクの統計に基づき当研究所で試算した2017年の通貨流通高対名目GDP比は1.2%。

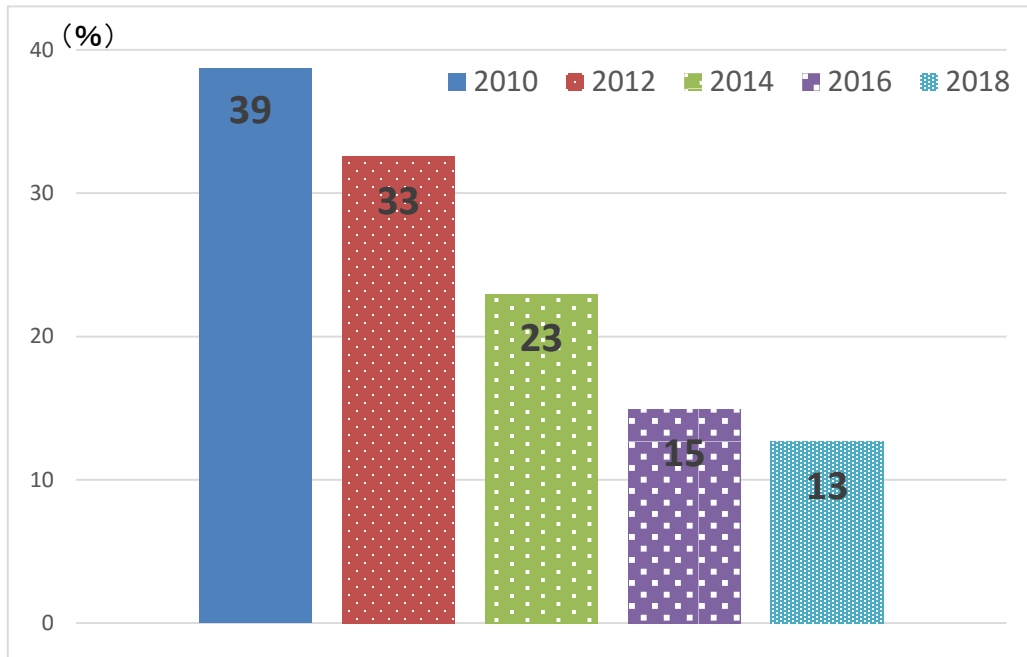
⁶ リクスバンクは、これら一連の現金需要の減少については「早すぎる動き」と評価し、一部で問題が発生していることを指摘している。

⁷ 全体では前年比+6.9%（1,000SEK:▲4.5%、500SEK:+16.3%）

⁸ 2018年6月、スウェーデン政府は「If Crisis or War Comes」というパンフレットを配布。その中で、危機に備えて小額面の現金を家庭で保有することを薦めている（Swedish Civil Contingencies Agency, 2018）。

⁹ Sveriges Riksbank（2018a）

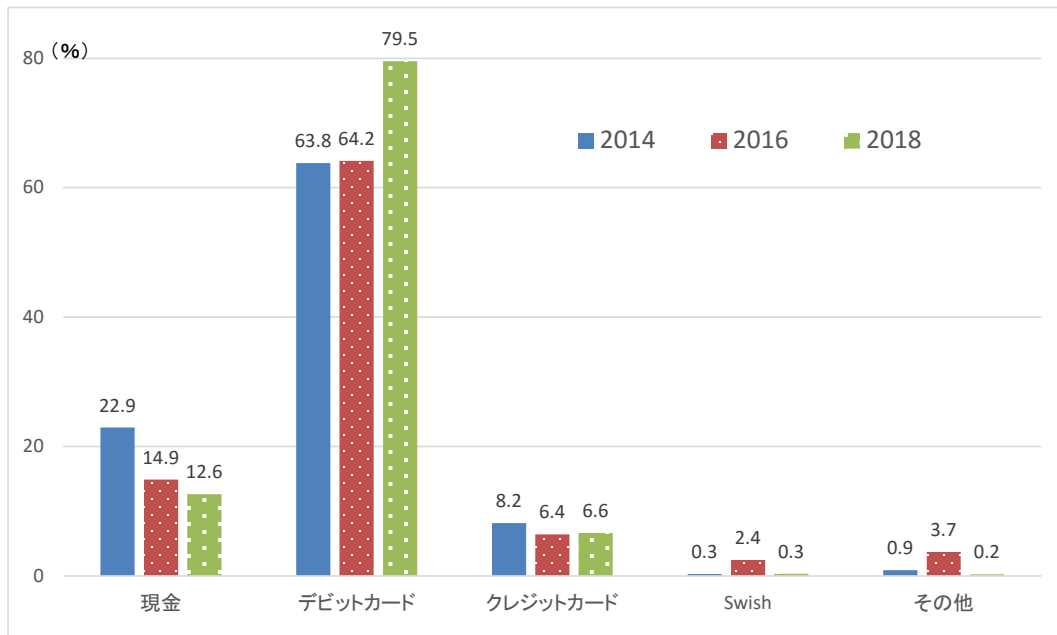
図表2 直近の支払いにおいて現金を使用した人の割合 (単位：%)



(出所) Sveriges Riksbank

一方、同調査の中で、直近の購買行為の際にデビットカードを利用したとの回答割合は、2014年から2018年まで60%から80%の間で推移（2018年は79.5%）するなど、他の支払手段と比較しても一貫して高水準となっている（図表3）。

図表3 直近の購買行為の際に用いた支払手段



(注) 質問：直近の購買行為で用いた支払手段は何か。

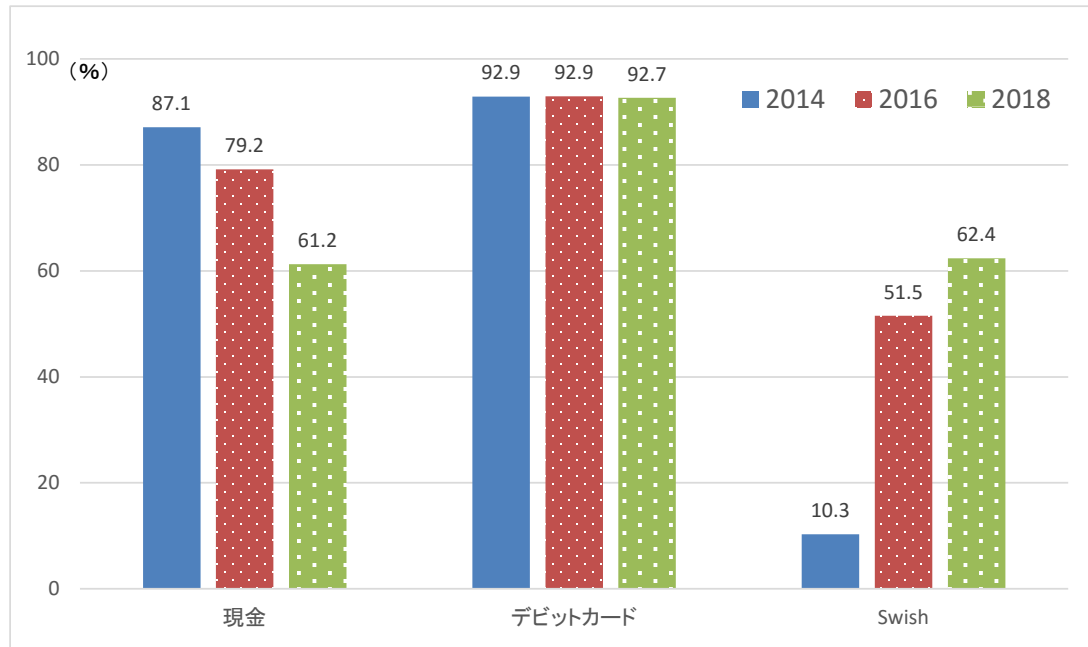
(出所) Sveriges Riksbank

また、過去一か月間の決済の中で使用した支払手段（複数回答）について見た場合でも、デビットカードの使用割合は各年（2014年～2018年）とも約93%と高水準であり、スウェーデンでは、購買行為時において使用される支払手段としては、デビットカードが多いことを示している（図表4）。なお、現金の使用については、2014年には約87%であったものが2018年には約61%まで低下した一方、2012年末にサービスを開始したSwish¹⁰については、2014年には約10%であったものが、2018年には約62%とほぼ現金と同水準にまで増加した（図表4）¹¹。

¹⁰ Swishはスマートフォン等を用いた銀行口座間の資金移動が可能な決済アプリ（2012年12月にサービス開始）だが、個人間送金を中心としてSwishの使用は急速に増加した（詳細は後述）。

¹¹ 図表3では、Swishの利用は0.3%～2.4%（2014年～2018年）と、他の支払手段と比較すると低い利用率に留まる。これは、このグラフの元となる質問では「購買行為」の際に用いた支払手段について問うているところ、Swishは主に個人間送金の手段として用いられることが多いことが関係していると考えられる。

図表4 過去一か月の決済の中で使用した支払手段（年別）



(注) 質問：過去一か月間に用いた支払手段は何か（複数回答）。

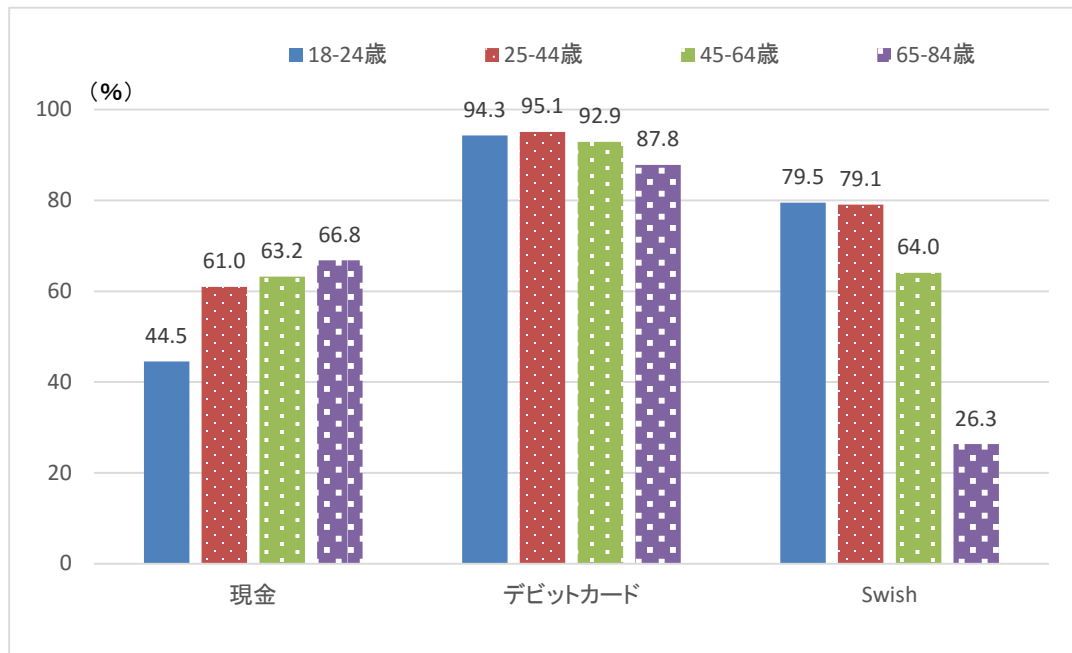
(出所) Sveriges Riksbank

ところで、過去一か月において決済時に使用した支払手段（2018年）を各年齢階級別にみると、現金を使用したとの回答割合は老年層で高く若年層になるほど低い。例えば65-84歳では現金を使用したとの回答割合は約67%に上るが、若年層になるほどその割合は低下し、18-24歳では約45%となっている（図表5）。一方、Swishを使用したとの回答割合は若年層になるほど高くなる。65-84歳では約26%に留まるが、若年層になるほどその割合は増加し、18-24歳では約79%に達している。

リクスバンクは、この調査に見られるような、現在の若年層ほど現金を使用しないという事実に着目し、今後、時間の経過に伴い現金の使用率が相対的に高い層（現在の老年層）が、現金の使用率が相対的に低い層（現在の若年層）によって置き換わってゆくことで、今後さらに現金使用の減少が進む可能性を指摘している¹²。

¹² Sveriges Riksbank (2017a)

図表5 過去一か月の決済の中で使用した支払手段（2018年・年齢階級別）



（注）質問：過去一か月間に用いた支払手段は何か（複数回答）。

（出所）Sveriges Riksbank

（3）店舗における現金受入れの可能性

スウェーデンにおけるキャッシュレス化を論じる際、現金支払いを受入れない店舗の存在が取り上げられることが多いが、実際のところ、スウェーデンの店舗においてどの程度の店舗が現金支払いを受入れているのだろうか。

これについては、先のリクスバンクの調査にある店舗における現金受入れの状況に関する質問及び回答が参考となる（図表6）。この調査によれば、店舗における支払い時に現金の受入れが拒否された経験が「一度もない」とした回答は2018年で約47%と半数に上るほか、「月に一回未満」との回答は約32%となっている。

また、スウェーデン国内の約97%の店舗が現金を受入れているという調査結果¹³もあり、スウェーデンにおいては、現状、大半の店舗において現金支払いに困難が生じているわけではないとの見方がされている。

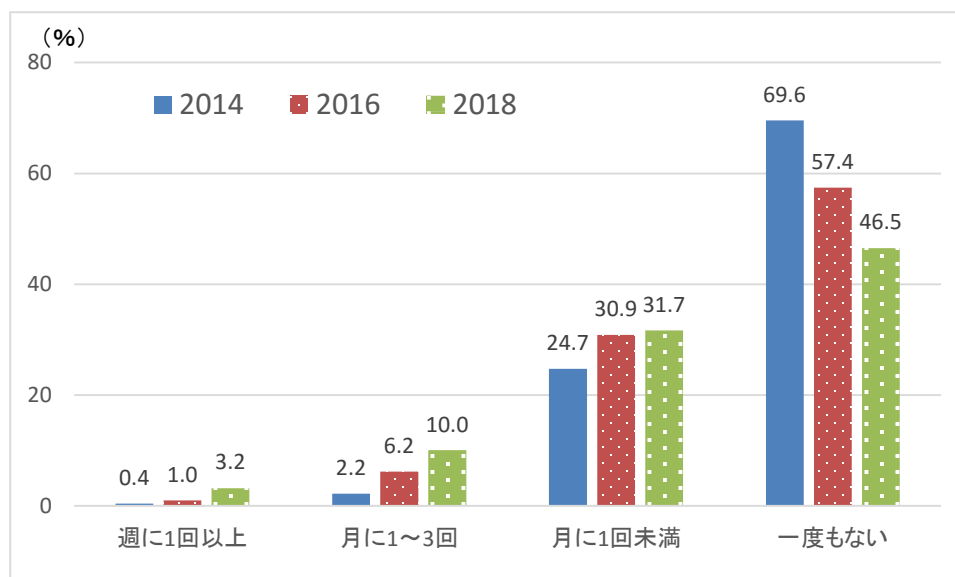
一方、先のリクスバンクの調査において、現金の受入拒否の経験が「一度もない」との回答は、2014年以降低下を続け2018年には約47%となるなど、現金支払いに支障が生じたケースが増加していることが示唆される。

また、同調査では、2025年までに自己の店舗が現金の受入れを止めると予測する商店は50%に達しており、将来的に、支払いにおいて現金の使用が困難になる可能性が指摘され

¹³ Arvidsson et al. (2018)

ている。

図表6 店舗において現金の受入れが拒絶された頻度



(注) 質問：店舗における決済時に、現金の受入が拒否された経験はどの程度か。

(出所) Sveriges Riksbank

(4) 銀行ATMの利用状況の変化

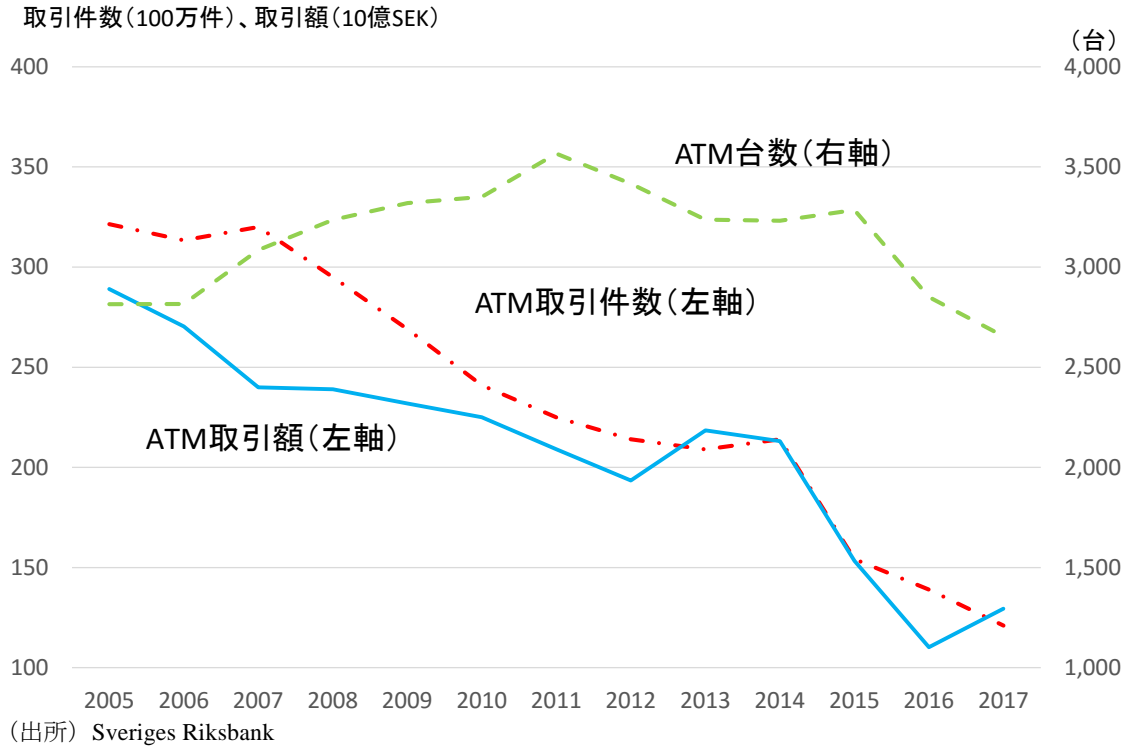
続いて、スウェーデン国内のATMの利用状況から現金需要の変化を見ていく。

まず、スウェーデン国内のATM設置台数は、2011年までは増加傾向が続いたが、2011年の3,566台をピークとして減少傾向に転じ、2017年には2,655台となった（図表7）。

一方、ATMの取引回数や取引金額は、ともにグラフで確認できる2005年以降一貫して減少傾向が続いている。

ATMの取引回数や取引金額が減少していることは、預金者（消費者）の現金需要が減少していることを示すものと考えられるが、近年のATM設置台数の減少の程度に比して、ATMの取引回数や取引金額の減少が目立つことから、リクスバンクは、現金需要の減少は、預金者（消費者）が現金の必要性を感じなくなった結果（消費者サイド自らの選択）との見方を示している。

図表7 スウェーデンにおけるATMの利用状況



3. 現金需要減少の背景

第6章においては、スウェーデンにおけるキャッシュレス化の進展は市場主導で進んだことやその背景が述べられている。ここでは、第6章で指摘された背景を中心に、具体例やデータ等を用いて紹介する。

(1) IT化の進展

スウェーデンにおけるキャッシュレス化の進展に寄与したのものとして挙げられるものの一つは、企業が従業員の家庭にPCを購入した場合に税制上の優遇を与えるという政策¹⁴であり、これがスウェーデン国内の家庭へのPCの普及を促進した側面があることが指摘されている。その他、教育現場におけるITの積極活用や、情報通信分野における規制緩和なども実施された¹⁵。

また、IT化水準の向上については、欧州委員会が公表するIT化の普及に関する指数の各国比較が参考となる。

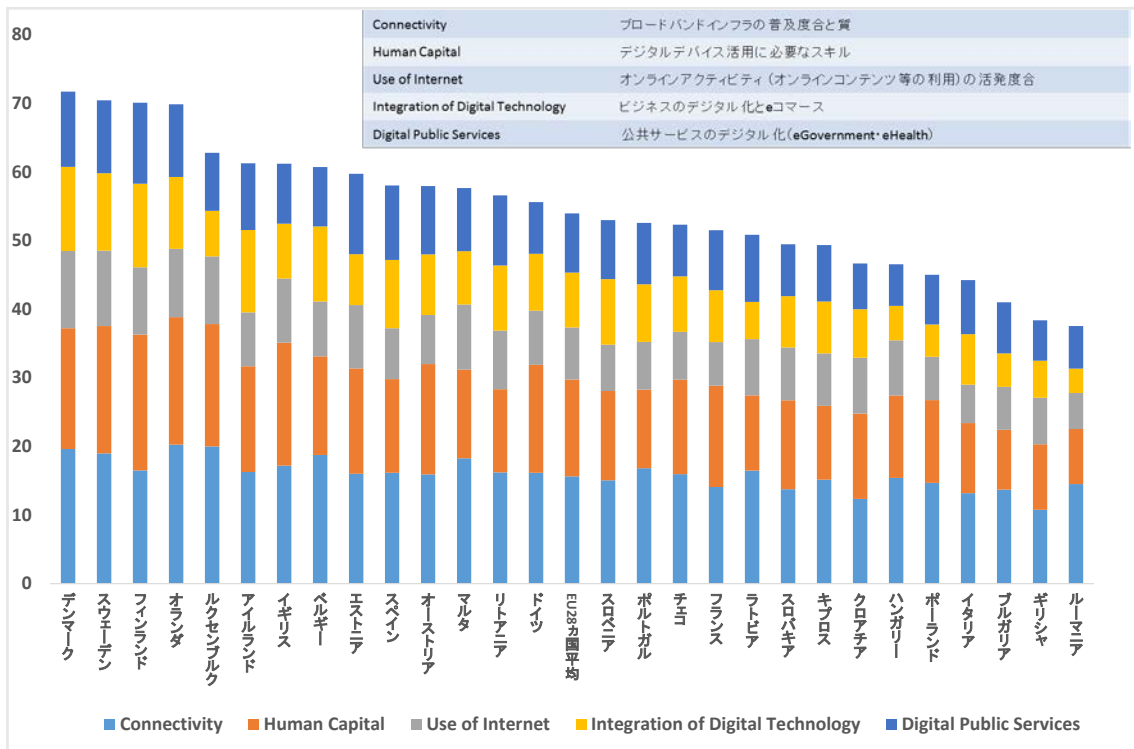
この比較を見ると、スウェーデンはEU28カ国中第2位（2018）と、他国と比較してIT化

¹⁴ “The Home PC Reform”（1998）

¹⁵ 小豆川（2001）

の普及が進んだ国であることが確認できる（図表11）。

図表11 Digital Economy and Society Index (DESI) 2018年



（出所） European Commission（2018）

(2) 新たな支払手段等の普及

スウェーデンにおいては、国内銀行の協力関係の中で、モバイル決済アプリである「Swish」が開発されたほか、近年のスウェーデンの決済市場では、他の新たな支払手段等も台頭・普及している¹⁶。

① Swish

スウェーデン国内の主要銀行の協力関係により開発された代表的なものの一つが「Swish」と呼ばれるモバイル決済アプリである（図表10）。

Swishは、スウェーデン人口約1,000万人のうち680万人が登録（2018年時点）を行っている、スウェーデン国内に大きなシェアを持つ支払手段の一つである。

Swishの最大の特徴は、主にスマートフォンにインストールしたSwishアプリケーションを通じて、24時間・365日、即時に銀行間の資金移動が可能なことである。この即時の資金

¹⁶ Sveriges Riksbank（2017a）では、近年の現金需要の減少については、①新たな技術とイノベーション、②e-commerceの普及など、消費パターンの変化、③人口要因、を要因として挙げている。

移動は、BiR (Payment in Realtime)¹⁷と呼ばれる決済システムが背後で稼働することにより実行される。

現在、Swishは、個人間送金のほか店舗における決済やe-commerce利用時に使用可能¹⁸だが、利用状況の内訳をみると個人間送金が大半¹⁹を占めることが特徴的である。

なお、Swish利用時の個人認証は、BankID²⁰と呼ばれる電子個人認証を用いる。

Swishを用いた個人間送金には、純粋な個人間の金銭のやり取りのほか、市中の個人商店等の小規模事業者に対する支払いも含まれていると考えられるが、Swishは、従来は現金が用いられることが多かった個人間の資金移動に現金に変わる新たな手段を提供したことに意義があると評価されている²¹。

図表10 Swishの概要

- ✓ スウェーデン国内大手銀行が出資するGetswish社が運営・管理するモバイル送金・決済アプリ。2012年12月、スウェーデン国内の主要6銀行がサービス開始。
- ✓ 海外の競合ペイメントサービスの進出を念頭に、国内銀行が連携して開発。
- ✓ 当初はP2P送金機能のみ(送金手数料無料)。現在では店舗決済(2014年～)やeコマース(2017年～)にも対応(事業者に対しては手数料負担有)。
- ✓ Swish決済金額内訳(19年2月) P2P:82% 店舗決済:8% eコマース:10%

特徴

- ✓ 銀行口座間資金移動。24時間・365日即時決済可能。
- ✓ BankIDと呼ばれる携帯番号に銀行口座などを紐づけた認証システムを活用。
- ✓ 国内唯一のP2P送金アプリ。圧倒的なユーザー数(2018年時点で約680万人(スウェーデン国内)が登録)を誇る。(参考)スウェーデン人口は約1000万人(2018年時点)

今後の戦略

- ✓ 北欧諸国のモバイル決済アプリ(デンマークのMobilePay、ノルウェーのVipps)との連携を模索
- ✓ 与信機能の追加を検討中

※銀行等の協力関係

スウェーデンでは、Swishの開発に代表されるように国内主要銀行が連携して共通インフラを構築するなどしてきた歴史がある。

(例)Bankgirot(決済システム)、BiR(即時決済システム)、Bankomat(ATM)、BankID(個人認証システム)等



(出所) 各種資料を基に当研究所作成。

② その他(Klarna, iZettle)

スウェーデンでは、Swish以外にも決済関連の新たなサービスが登場している。

¹⁷ 2012年稼働開始。スウェーデン国内の9銀行が共同で開発。Swishは本システムを用いた最初のサービスである。

¹⁸ 2012年のサービス開始当時は個人間送金だけの機能であったが、2014年には店舗での支払いが可能となったほか、2017年にはe-commerceでの支払いにも利用できるようになった。

¹⁹ Getswishの統計によると、2019年5月における取引金額の内訳は個人間送金:81.7%、店舗支払い:8.8%、e-commerce:9.5%となっている。

²⁰ 社会保障番号と銀行口座を紐づけた個人認証システム。Swishの利用に際しては、BankIDのアプリケーションをインストールする必要がある。BankIDの現在のアクティブユーザーは約800万人(2019年5月時点)。

²¹ Arvidsson(2018)

Klarna（クラーナ）²²は、オンラインショッピング等のECサイト利用の決済時に、商品の販売業者と消費者の間にKlarnaが入り支払いを立て替え払いすることで、消費者に商品代金の後払いサービスを提供している。この仕組みにおいては、Klarnaが消費者に対して与信を発生させることとなるが、その与信判断の際に消費者の支払い履歴やWebの閲覧履歴等の情報を使用する手法を用いている。

また、iZettle（アイゼトル）²³は、販売業者等に対しスマートフォンやタブレット端末等を通して接続する安価なカード端末を提供しており、デビットカードをはじめとしたカード支払いをさらに普及させた側面があるように思われる。

(3) スウェーデンにおける支払手段等に関連する歴史的経緯

スウェーデンでは1950年以降通貨流通高の対名目GDP比が低下していることは、先ほど述べたが、スウェーデンにおいては1950年代以降、支払い手段に関する様々な事象が発生している。

例えば、1950年代に銀行口座への給与振り込みが普及したほか、デビットカードをはじめとしたカードシステムも1990年代に普及している。

また、近年においても、公共交通機関や銀行などにおける現金取扱いの削減（2000年代中盤）²⁴や、業界の信頼低下やサービス料の高騰に繋がったとされる現金輸送会社の倒産（2012年）なども発生している（図表8）。

²² 2005年、ストックホルムにて創業。現在、14か国でサービスを展開し、顧客数は約6,000万人。現在は銀行免許を取得。

²³ 2010年創業。2018年に米PayPalが約22億ドルで買収。

²⁴ 犯罪被害のリスクを理由に、現金を取り扱う公共交通機関や金融機関従業員から現金取扱業務を不安視する声上がり、ロビー活動を通じて現金の取扱いを削減。

図表8 スウェーデンにおける支払手段の歴史

1661 銀行券発行(世界初)
民間銀行のストックホルム銀行が世界初の銀行券を発行

1668 リクスバンク設立(世界初の中央銀行)

1960s 銀行口座への給与振込の普及

1990s カードシステムの普及

2003 ユーロ導入否決
ユーロ導入の是非を問う国民投票の結果、否決。 ※反対票:56%(全体の投票率:82%)


2000s中盤 労働組合による現金削減活動
強盗の発生などを理由として、公共交通機関、銀行業、加盟店の労働組合は、ロビー活動を通じて現金の取扱いを削減。

2012 現金輸送会社の倒産
現金輸送会社 Panaxiaが破産を申請。業界の信頼低下とサービス料の高騰につながった。

2012 モバイル決済アプリ「Swish」のサービス開始

2015-16 新紙幣・新硬貨への切り替え

20, 50, 200, 1000クローナ	...	新紙幣導入2015/10/1	旧紙幣の有効期限2016/6/30
100, 500クローナ	...	新紙幣導入2016/10/3	旧紙幣の有効期限2017/6/30
1, 2, 5クローナ	...	新硬貨導入2016/10/3	旧硬貨の有効期限2017/6/30



(出所) Arvidsson (2017) 等を参考に当研究所作成。

図表9 (参考) スウェーデンにおいて発行された世界最大の銅貨 - 1644年 -



重量 19.72kg

(出所) Sveriges Riksbank

4. 現金需要減少の影響に対するリクスバンクの問題意識

第6章では、キャッシュレス化が進展した状況下で起こりうる問題点として、現金の利用がしにくい状況が生じ、生活に支障を感じる人々が出てきていることや、一般の国民が利用可能なリスクのない資産、中央銀行マネー²⁵へのアクセスが停止することをリクスバンクが挙げていることが指摘されている。

以下では、その他、リクスバンクが挙げている問題意識について整理を試みる。

リクスバンクは、近年普及してきたデジタル技術を用いた支払手段の普及が更に進み、相対的に決済時における現金の使用機会が今後も減少していく場合、デジタル技術を用いた支払手段にアクセスできない一部のグループ（老年層、障害者、移民等）が金融排除されてしまうことを挙げている²⁶。

また、決済時の不便さにより現金使用の減少が継続し、それが一定の閾値を下回った場合、その後の更なる急速な現金の減少につながり、最終的に現金の入手自体が困難になる可能性についてもリクスバンクは指摘している。そうなった場合、財やサービスの購入に現金を用いることを希望する層が社会生活から排除されることに繋がりがかねない。

更にリクスバンクは、決済システムへの影響として、現状普及している電子決済インフラの運営が少数の民間企業に集中²⁷していることから、決済システムの効率性や強靭性に問題が生じうる可能性について懸念を示している。

その他、現金の減少に伴い、決済時に現金を使用できないケースが増加した場合、法定通貨²⁸の概念に対する疑問なども生じうるとしている。

5. 現金需要が減少する現状に対する対応

第6章では、キャッシュレス進展に伴い発生しうる問題点を指摘しつつ、その対応策として、金融機関に対して現金の預入・引出を義務化しようとする動きがあることや、リクスバンクが法定電子通貨の発行を模索していることを述べている。

ここでは、それらの対応策についての詳細を紹介する。

²⁵ 中央銀行が発行するマネーには、主に銀行間取引に用いられる中央銀行当座預金と銀行券（現金）の二種類が存在するが、一般国民は中央銀行当座預金を保有できない。

²⁶ この指摘に関連する解説は、第6章が詳しい。

²⁷ リクスバンクは、民間企業が（支払手段の提供について）利益追求の観点を最優先に事業を推進することで社会的便益が最優先されない可能性についても指摘している。また、スウェーデン国内の決済関連のインフラの重要な部分が海外企業（Mastercard や Visa 等）に依存することになる点についても懸念を示している。

²⁸ スウェーデンでは、スウェーデンクローナは法定通貨として定義されているものの、契約自由の原則に基づき、当事者間の事前の同意（もしくは同意とみなされる状況、例えば店頭で現金受入拒否の看板設置等）があれば、現金受入れの拒絶が認められる（Sveriges Riksbank ホームページより）。

<https://www.riksbank.se/en-gb/payments--cash/notes--coins/questions-and-answers/>

(1) 現金取扱いの義務化に向けた動き

2018年6月、スウェーデン議会に置かれた超党派委員会であるリクスバンク委員会は、市場から現金が減少している現状を踏まえ、現金の取扱いに関する提案を公表した²⁹。

この中でリクスバンク委員会は、一定規模以上の預金（700億クローナ超）を保有する金融機関³⁰に対し、預金の引出しと預入といった現金サービスの妥当な提供（reasonable access）³¹を義務付けることを提案した。

リクスバンク委員会は、この提案の背景として、現金サービス（預金の引出しや預入れ等）を提供する銀行の支店等が半数以下に減少しており、これが現金流通の下降トレンドに部分的に寄与したことを指摘しているほか、現金は一部の人々にとっては引き続き重要な支払手段であり、現金が利用可能な状態にあることで、社会の脆弱性が低減されるほか、有事の際の備えを強化することに繋がるとしている。

その他、スウェーデン国内の現金取扱いは少数の民間業者によって運営されており、このことにより、現金の発行や輸送から現金の預入や引出し等までの現金マネジメントの繋がりが脆弱になっていることへの懸念についても言及している。

なお、2018年10月、リクスバンクは、このリクスバンク委員会の提案に対する見解を表明している³²。その中でリクスバンクは、提案の内容についてはおおむね賛成としつつも、提案にある現金取扱義務化の対象となる金融機関の範囲については、一定規模以上の金融機関ではなく、すべての金融機関を対象にするべきであるとしているほか³³、法定通貨としての現金のステータスを明確にするべきとの見解も述べている。

(2) 法定デジタル通貨(e-krona)発行の検討

リクスバンクは、スウェーデン社会において銀行券や硬貨といった現金の使用が減少し、電子的な支払手段の発展が進む中、将来的に大多数の家計や企業が現金を支払手段として用いなくなった場合、リクスバンクは、安全かつ効率的な決済システムを構築する義務を達成できなくなる可能性があるとの考えのもと、電子的な形でスウェーデン通貨（クローナ）を提供する手段として、2017年以降、法定デジタル通貨（e-krona）発行の是非について検討を進めている。

²⁹ Riksbankskommitténs (Riksbank Committee) (2018)

³⁰ この基準によりスウェーデン国内の大手銀行6行が範囲に含まれる。

³¹ 提案の中で、現金サービスの「妥当な提供」の定義として、人口の99.7%が25km圏内で現金の引出しが可能なこと、および、人口の98.8%が25km圏内で売上金の入金可能な状況としている。

³² Sveriges Riksbank (2018b)

³³ そのほか、リクスバンク委員会の提案では、現金サービスの「妥当な提供」の範囲として、人口の98.8%が25km圏内での「売上金の入金」が可能（対象が商店）となることを条件としているが、これについて、リクスバンクはその範囲を「個人による現金の預入」とするべきであるとしている。

① e-kronaの概要

e-krona発行の是非に関しては、技術的側面や政策的側面、法的側面といった多方面から現在も検討が続けられており、全体の成案が得られている状況ではないが、ここでは、現時点において判明しているe-kronaの概要（機能）をいくつか紹介する。

まず、想定されるe-kronaの大きな特徴は、主に家計と企業間の支払手段として用いられ、24時間・365日の即時決済が可能な法定デジタル通貨、ということである。

そのほか、発行の形式としては、「バリュー型」と「アカウント型」という二種類が想定されている。「バリュー型」は、電子マネーに近い形で、価値をスマートフォンやカードといったトークンに記録し使用するものである。一方、「アカウント型」は、e-kronaを保有する主体が個々にリクスバンクに口座を保有し、その口座に記録された価値を使用するという形式である。現状、e-kronaの発行に舵を切った場合にいずれの形式を用いるかについては検討中だが、今後予定されているe-kronaの試行（パイロット・テスト）では、「バリュー型」が想定されているようである。

その他、e-kronaへの付利については現行法の改正が必要などの理由もあり、少なくとも、当初は付利をしないことが想定されているほか、現金が持つ特徴の一つである匿名性をどのような形で実現するのか、といったことや、通信環境が整わない中（オフライン）での使用可能性等についても検討されている。

リクスバンクは今後について、e-kronaの設計に関する更なる分析を進め、法整備の必要事項の検討や技術的な選択肢の決定、パイロットテストに関する事項など、引き続き幅広い検討を続けていく意向を示している。

② e-krona検討の経緯

リクスバンクによる法定電子通貨の発行が注目されるようになったきっかけは、2016年11月のシングスリー副総裁の講演³⁴であるが、この講演の中で、シングスリー副総裁は、スウェーデンの現金流通高の対名目GDP比が1950年以降低下していること、そして現金による支払いができず問題が発生している層が存在する点などを指摘しつつ、リスクフリーな中央銀行マネーである現金の存在なくして安全で効率的な決済システムが維持できるのか、という問題意識を提示した。そして、リクスバンクが直面する問題を「緊急的課題（burning issue）」と表現し³⁵、電子的に中央銀行マネーに対する需要を満たすことについて注意深く検討していく旨を述べた。

なお、リクスバンクは、e-kronaを現金の「代替」と位置付け、現金については需要がある限りは発行を続ける旨を明言している。

リクスバンクは、e-kronaに関するプロジェクトを2017年春に正式に開始し、これまで2

³⁴ Skingsley (2016)

³⁵ 「e-krona の発行を決定したわけではないが、発行の可能性について調査していく。現金の利用が減少していることは、我々にとっては、より緊急的課題（burning issues）であることを意味している。」

本のまとまった中間報告書を公表している（2017年9月、2018年10月）。プロジェクトの開始時点（2017年春）では、e-krona発行の是非についての判断は2018年中に行うことが想定されていたが、2018年10月に公表された最新の報告書³⁶の中では、e-kronaのパイロットテストの実施に言及しつつも、発行の是非については引き続き調査を続けていくとした。

2018年10月時点において、イングベス総裁は、発行の是非についての決定はパイロットテストの実施を経た後の判断とする意向を示していたほか³⁷、パイロットテストについても2019年～2020年の実施が想定されていた（図表13）が、本章執筆時点（2019年5月）では、具体的な計画に関する発表はされていない。

2018年11月に実施された講演³⁸の中で、シングスリー副総裁は、e-kronaについては、「将来的に現金が使用されなくなった際のより周到な準備」³⁹と位置付けている。そして、e-kronaの技術的側面や政策的側面、法的側面といった検討分野においてはかなりのところまで検討が進んだことを認めつつも、結論に達するまでにはまだやるべきことが残っているとし、今後も検討を続けていくとしている⁴⁰。

図表12 法定デジタル通貨（e-krona）の検討経緯

2016年11月	シングスリー副総裁講演 →e-krona発行の検討についての発言
2017年 春	e-krona発行に関するプロジェクトが開始 →発行についての判断を2018年中に行うことを示唆 ⁴¹
2017年 9月	中間報告書 e-krona report1を公表
2018年10月	中間報告書 e-krona report2を公表 →具体的な発行時期については明記せず
2018年11月	シングスリー副総裁講演

（出所）Sveriges Riksbank資料を基に当研究所作成。

³⁶ Sveriges Riksbank（2018c）

³⁷ Ingves（2018）

³⁸ Skingsley（2018）

³⁹ 「分析を行い、取るべき道の代替案を生み出すことで、将来的に現金が更に使用されなくなった際のより周到な準備に繋がると確信している。」

⁴⁰ 「（e-krona の検討を始めてから）2年が経過し、e-krona の検討についてはかなりのところまで来たと言えるが、ゴール（発行についての決定）に至るまでには、いまだやるべきことがある。」

⁴¹ Sveriges Riksbank（2017b）

図表13 想定される検討スケジュール（2018年10月時点）

- リクスバンクにアカウントベースのe-krona発行の権限を与える法改正の必要性に関する調査(2019年)
- e-kronaのパイロットテストのための参考資料の起草や技術的なサポートの獲得(2019年)
- e-kronaの技術的解決策の起草やパイロットテストの実施・評価(2019-20)
- 議会による新たな法律採択の選択(2020-21)
- 市場関係者等との連携のもと、詳細な計画を実施するための準備(2021年以降)

(出所) Sveriges Riksbank資料を基に当研究所作成。

6. まとめ

これまで述べたように、1950年代から現金需要の低下が続いてきた。そして、Swishに代表されるような新たな支払手段の登場などによって、近年その動きは加速しつつある。

一方、近年の現金需要の低下に際し、スウェーデンが直面する課題も明らかになりつつある。現金を用いない支払手段が支配的になり、日常の支払手段として現金が使用できなくなる場合に発生しうる問題に対し、現金取扱いの義務化や法定通貨の定義を見直すことが提案されているほか、法定デジタル通貨（e-krona）発行の是非が検討されている。

しかし、これらの対応策は今まさに検討中の事項であり、刻々と状況が変化していくことが予測されるほか、現金需要の低下が更に進んだ場合、新たな課題が表面化してくる可能性もある。キャッシュレス先進国スウェーデンの動向については今後も注意深く観察していきたい。

参考文献

Arvidsson N. (2017) “OPPORTUNITIES AND CHALLENGES IN A CASHLESS SOCIETY”.

Arvidsson N. (2018) “Transformation into a Cashless Sweden”.

Arvidsson, N., Hedman J. and Segendorf B. (2018) “När slutar svenska handlare att acceptera kontanter? (When will Swedish retailers stop accepting cash?)”, Handelsrådet (Swedish Retail and Wholesale Council), report no. 1.

European Commission (2018) “The Digital Economy and Society Index (DESI) 2018”

Ingves S. (2018) Speech “The e-krona and the payments of the future”, Sveriges Riksbank.

Riksbankskommitténs (Riksbank Committee) (2018) “Tryggad tillgång till kontanter (Secure access to cash) SOU 2018:42”.

Skingsley C. (2016) Speech “Should the Riksbank issue e-krona?”, Sveriges Riksbank.

Skingsley C. (2018) Speech “Considerations for a cashless future”, Sveriges Riksbank.

Sveriges Riksbank (2017a) “The Riksbank’s e-krona project, Report1”, Sveriges Riksbank.

Sveriges Riksbank (2017b) “Riksbankens e-krona 14 March 17 Project plan”, Sveriges Riksbank.

Sveriges Riksbank (2018a) “Payment patterns in Sweden 2018”, Sveriges Riksbank.

Sveriges Riksbank (2018b) “All banks should be obliged to handle cash”, Sveriges Riksbank.

Sveriges Riksbank (2018c) “The Riksbank’s e-krona project, Report2”, Sveriges Riksbank.

Swedish Civil Contingencies Agency (2018) “If Crisis or War Comes”.

小豆川裕子 (2001) 「もう一つのスウェーデンモデル - 「共同型」IT国家に学ぶ-」ニッセイ基礎研REPORT。